

「指定小規模多機能型居宅介護及び 指定介護予防小規模多機能型居宅介護」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鎌ヶ谷市指定 第1292900022号)

当事業所はご利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護状態」「要支援状態」と認定された方が対象となります。要介護認定・要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について
7. 運営推進会議の設置
8. 協力医療機関
9. 非常災害時の対応
10. 緊急時の対応
11. サービス利用にあたっての留意事項

社会福祉法人 六親会

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

リーベン鎌ヶ谷

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 六親会
- (2) 法人所在地 千葉県印西市笠神1620
- (3) 電話番号 0476-97-0100 (代表)
- (4) 代表者氏名 理事長 湯川 智美
- (5) 設立年月 平成6年8月15日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護
(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に遵守し利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として「通い」「訪問」「宿泊」サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 ●小規模多機能型居宅介護 リーベン鎌ヶ谷●
令和4年11月1日指定更新 鎌ヶ谷市 1292900022号
(介護予防小規模多機能型居宅介護)
令和4年11月1日指定更新 鎌ヶ谷市 1292900022号
- (4) 事業所の所在地 千葉県鎌ヶ谷市丸山3-17-18
- (5) 電話番号 047-443-8212
- (6) 事業所長(管理者) 氏名 村田 真一
- (7) 当事業所の運営方針
(小規模多機能型居宅介護)
 - ① 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
 - ② 自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
 - ③ 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。
 - ④ 懇切丁寧に行うことを旨とし、ご利用者又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
 - ⑤ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
 - ⑥ 常にご利用者の心身の状態を的確に把握し、相談援助、機能訓練その他のサービスをご利用者の希望に添って適切に提供します。認知症のある要介護者

に対しては、その特性に応じたサービスの提供ができる体制を整えます。

(短期利用居宅介護)

- ① 当事業所は、ご利用者の状態やご利用者のご家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。
- ② 短期利用居宅介護は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

[算定式]

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷当該事業所の登録定員（小数点第1位以下四捨五入）

- ③ 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（ご利用者の日常生活上の世話をを行うご家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- ④ 短期利用居宅介護の利用に当たっては、ご利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

- ① ご利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- ② 自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図ります。
- ③ 介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、ご利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行います。
- ④ 懇切丁寧に行うことを旨とし、ご利用者又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ⑤ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- ⑥ できる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して、サービスの提

供に当たります。

(介護予防短期利用居宅介護)

- ① 当事業所は、ご利用者の状態やご利用者のご家族等の事情により、指定介護予防支援事業所の担当職員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。
- ② 短期利用居宅介護は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満の場合に提供することができる。
〔算定式〕
当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）
÷当該事業所の登録定員（小数点第1位以下四捨五入）
- ③ 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（ご利用者の日常生活上の世話をを行うご家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- ④ 短期利用居宅介護の利用に当たっては、ご利用者を担当する指定介護予防支援事業所の担当職員が作成する介護予防サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(8) 開設年月

平成20年7月1日（小規模多機能型居宅介護）

平成22年11月1日（介護予防小規模多機能型居宅介護）

(9) 登録定員 25名（通い15名、宿泊5名）

(10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室、設備をご用意しています。

居室・設備の種類	備考
宿泊室（2階5部屋）	全室個室（電動ベッド、エアコン、洗面台完備）
居間・食堂（1階）	58.5㎡
静養室（1階）	10.5㎡
相談室（1階）	12.2㎡
浴室（1階）	一般浴室、機械（リフト）浴室
リハビリ室（3階）	38.3㎡
消防設備（全階）	自動火災報知機、非常通報装置、ガス漏れ探知機 非常用照明、誘導灯、消火器、スプリンクラー

*建物の構造・・・鉄筋コンクリート造耐火建築 3階建て

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 鎌ヶ谷市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	基本時間 8：30～17：00まで
訪問サービス	基本時間 10：00～17：00
宿泊サービス	基本時間 17：00～翌8：30まで

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準（サービス提供時間に必要な人員数）を遵守しています。

職員の職種	指定基準	職務内容
管理者	1名	事業内容の調整
介護支援専門員	1名	サービスの調整・相談業務
看護職員	1名	健康チェックなどの医療業務
介護職員	(通いサービス) 利用者3人に対して1名以上 (訪問サービス) 1名 (宿泊サービス) 1名 (宿直) 1名	日常生活の介護・相談業務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

〈サービスの概要〉

(小規模多機能居宅介護) (介護予防小規模多機能型居宅介護)

◎通いサービス◎

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

項目	サービス内容
①食事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供及び食事の介助をします。 ・ 身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 ・ 食事サービスの利用は任意です。
②入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴または清拭を行います。 ・ 身体状況に応じて、衣服の着脱・身体の清拭・洗髪・洗身などの介助をします。 ・ 入浴サービスの利用は任意です。
③排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じて、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
④機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
⑤健康チェック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
⑥送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
⑦レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の趣味嗜好に合わせた個別レクリエーションとにぎやかで活動的な集団レクリエーションを行います。

◎訪問サービス◎

- ・ 利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ①医療行為
 - ②利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ③利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

◎宿泊サービス◎

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事・排泄などの日常生活の世話を提供します。

〈サービス利用料金（1カ月あたり）〉（契約書第6条参照）

◎通い、訪問、宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1カ月単位の費用額

利用料金は1カ月ごとの定額費用です。下記の料金表によって、利用者の要支援及び要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（利用者の負担割合に応じたもの）をお支払ください。

* 自己負担額の割合は介護保険負担割合証の記載の数字によります。

尚、1単位は10,333円となり、計算方法は下記のとおりとなります。

利用単位数×10,333円＝サービス利用料金

* 小数点以下四捨五入となります。

サービス利用料金 × (利用者の負担割合) = 自己負担額

*小数点以下繰り上げとなります。

◎月ごとの定額料金です。利用者の体調不良や身体状況の変化などにより小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合や、利用が多かった場合でも日割りでの割引及び増額は致しません。

◎月の途中からご利用された場合及び月の途中で利用が終了になった場合には、その期間に応じて日割りした利用料金をお支払いいただきます。

* 1 カ月あたりの金額

	単位
要支援 1	3, 4 5 0 単位
要支援 2	6, 9 7 2 単位
要介護 1	1 0, 4 5 8 単位
要介護 2	1 5, 3 7 0 単位
要介護 3	2 2, 3 5 9 単位
要介護 4	2 4, 6 7 7 単位
要介護 5	2 7, 2 0 9 単位

☆介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額が変更になります。

<短期利用居宅費>

	単位
要支援 1	4 2 4 単位
要支援 2	5 3 1 単位
要介護 1	5 7 2 単位
要介護 2	6 4 0 単位
要介護 3	7 0 9 単位
要介護 4	7 7 7 単位
要介護 5	8 4 3 単位

☆登録者の数が登録定員未満であること。利用者の状態や利用者の家族等事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日以内）の利用期間を定めること。（指定小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。指定基準に定める従業者の員数を置いていること。）

◎その他の加算（利用者の負担割合による）

初期加算	1日 30単位（利用開始から30日間） 上記の条件以外に医療機関に30日を超える入院した後、退院して再び利用を開始した場合も同様とする。
認知症加算（Ⅰ）	1カ月 920単位 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は単数を増すごとに1を加えて得た数以上配置。 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合。 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催。 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定。
認知症加算（Ⅱ）	1カ月 890単位 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は単数を増すごとに1を加えて得た数以上配置。 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合。 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催。
認知症加算（Ⅲ）	1カ月 760単位 認知症自立度Ⅲランク以上
認知症加算（Ⅳ）	1カ月 460単位 要介護2で認知症自立度Ⅱランク
総合マネジメント体制強化加算	1カ月 1200単位 利用者の心身の状況又はその家族等変化に応じ、随時関係者が共同し計画書の見直しを行う。また、地域における様々な活動が確保され地域の行事や活動に積極的に参加。日常的に利用者との関わりのある地域住民等の相談に対する体制の確保。必要に応じて多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅介護サービス計画を作成していること。地域住民等と連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業などの地域支援事業等に参加していること。
訪問体制強化加算	1カ月 1000単位 2名以上配置し1カ月あたり200回以上
若年性認知症利用者受入加算	1カ月 800単位（要介護） 1カ月 450単位（要支援） 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること
口腔・栄養スクリーニング加算	1回 20単位 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合。
科学的介護推進体	1カ月 40単位

制加算	(1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2) 必要に応じて小規模多機能型居宅介護の計画などを見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたって、(1)に規定する情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日 200単位 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合。

- * 1 初期加算は30日を超える入院後に再利用した場合にも再度加算がつきます。
- * 2 認知症加算Ⅰ、Ⅱに関しては、体制が整った場合に加算がつきます。
- * 3 認知症加算Ⅲ、Ⅳに関しては、対象者のみになります。
- * 4 総合マネジメント体制強化加算に関しては、体制が整った場合に加算がつきます。
- * 5 訪問体制強化加算に関しては、体制が整った場合に加算がつきます。
- * 6 若年性認知症利用者受入加算は、対象者のみになります。
- * 7 口腔・栄養スクリーニング加算に関しては、実施した場合に加算がつきます。また、6か月ごとに1回となります。

◎下記の加算については当法人の職員の勤務体制が整った場合に別途いただきます。

①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・・・750単位/月 (短期利用：25単位/日)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上である場合。又は、利用者に直接提供する職員総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士25%以上である場合。

*②又は③を算定している場合は算定しない。

*次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従事者に対し、小規模多機能型居宅介護従事者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。
- (2) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居宅介護従事者の技術指導を目的とした会議を定期的開催していること。

②サービス提供体制強化加算(Ⅱ)・・・640単位/月 (短期利用：21単位/日)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合。

①又は③を算定している場合は算定しない。

*次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

- (Ⅰ)の(1)、(2)に該当するものであること。

③サービス提供体制強化加算(Ⅲ)・・・350単位/月

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上又は常勤職員の占める

割合が60%以上である場合。若しくは、勤続年数が7年以上の者が30%以上のいずれかに該当すること。

①又は②を算定している場合は算定しない。

*次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(I)の(1)、(2)に該当するものであること。

***介護職員処遇改善加算 《介護給付対象者及び予防給付対象者》**

平成23年度までに実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を維持する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善の充ててることを目的に創設されたもの。

***介護職員処遇改善加算Ⅱ…各種加算により算定した単位数の14.6%に相当する単位数**

※福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置が出来るだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」1本化を行う。

※次に記載のものが、1本化。

***イ 介護職員処遇改善加算Ⅰ…各種加算により算定した単位数の10.2%に相当する単位数**

(下記①～⑧に掲げる基準のいずれにも該当する場合)

- ① 介護職員の賃金の改善に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、すべての介護職員に周知し、鎌ヶ谷市長に届け出ていること。
- ③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- ④ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を鎌ヶ谷市長に報告すること。
- ⑤ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

- ⑥ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも基準に適合すること。
 - (1) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めていること。
 - (2) (1) の要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。
 - (3) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画書を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (4) (3) について、すべての介護職員に周知していること。
- ⑧ 平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容及び当該介護職員の処遇改善に要した費用をすべての介護職員に周知していること。

***介護職員等特定処遇改善加算**

イ 介護職員等特定処遇改善加算 I …各種加算により算定した単位数の1.5%に相当する単位数

(下記(1)～(8)に掲げる基準のいずれにも該当する場合)

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準にいずれも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込み額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

- ① 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込み額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定の見込み額が小額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- ② 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込み額の平均の二倍以上であること。
- ③ 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込み額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込み額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りではないこと。
- ④ 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込み額が年額四百四十万円を上回らないこと。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画

に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村に届け出ていること。

- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）のいずれかを算定していること。
- (6) 小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成二十年十月から（2）の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) （7）の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

***介護職員等ベースアップ等支援加算**

（1）介護職員等ベースアップ等支援加算：1.7%

- ① 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）
- ② 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用することを要件とする。
- ③ 現行の処遇改善加算等の単位は、基本報酬に処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に**1.7%**を乗じて算出

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

項目	内容	料金
食事	食事の提供に要する費用	朝食 400円 昼食 500円 夕食 500円 おやつ 200円
宿泊費	宿泊に要する費用	1日 2,000円
紙オムツ代	ご利用状態に応じて費用を徴収します。	使用した費用の実費分
レクリエーション・行事	レクリエーション、クラブ活動、外出	外出時の費用や材料代を使用した場合のみ
複写物の交付	サービスの提供について記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合	1枚につき10円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用に関して、明細書を添えて翌月の12日までに請求書を送付いたします。

20日までに下記のいずれかの方法によりお支払ください。

ア. 下記指定口座への振込み

千葉銀行 鎌ヶ谷支店 普通預金 3738275
 社会福祉法人六親会 小規模多機能型居宅介護 リーベン鎌ヶ谷
 管理者 村田 真一
 (シャカイフクシハウジンリクシンカイ ショウキボタキノウガタキョタクカイゴ リーベンカマガヤ カンリシャ ムラタ シンイチ)

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：千葉銀行のみ

☆ 上記ア、イ共、手数料はご利用者の負担とさせていただきます。

ウ. 現金による支払い

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止、変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に必ずお申し出てください。
- サービス利用の追加、変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日にサービスが提供できない場合、利用可能日を掲示して協議させていただきます。

く場合がございます。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。その内容は書面にて説明の上、利用者に交付します。

6. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

(1) 当事業所における苦情や相談の受付は、以下の専用窓口で受け付けます。

受付窓口（担当者）	認知症対応型共同生活介護リーベン鎌ヶ谷 管理者 佐藤光司
受付時間 電話番号	受付時間 月曜日～日曜日 8：30～17：30 電話番号 047-443-8212
第三者委員	長濱 恵子 047-445-3246

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鎌ヶ谷市 健康福祉部 高齢者支援課	所在地 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1 電話番号 047-445-1380 FAX・047-443-2233 受付時間 午前8時30分～午後5時30分
千葉県国民健康保険団体連合 会 苦情処理係	所在地 千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号 043-254-7428 FAX・043-254-7401 受付時間 午前9時00分～午後5時00分（土日・祝日を除く）

7、運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告をするとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため下記のとおり運営推進会議を設置しています。

構成員	利用者、利用者家族、地域住民の代表、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者など
開催	おおむね2カ月に1回

8、協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

【協力医療機関】

鎌ヶ谷総合病院	所在地 千葉県鎌ヶ谷市初富 929-6 電話番号 047-498-8111
---------	--

9、非常災害時の対応

非常災害その他、緊急の事態に備え必要な設備を備えるとともに消防計画に基づき、年に3回利用者及び職員との避難訓練を行っています。

消防用設備	自動火災報知機、非常通報装置、ガス漏れ探知機 非常用照明、誘導灯、消火器、スプリンクラー
-------	---

10、緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な状況の場合、速やかに主治医又は協力医療機関等への連絡など必要な措置を講じます。

11、サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。また、介護保険負担割合証も提示してください。
- 事業所内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反して破損などが生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮ください。
- 喫煙は、全館禁煙となっております。
- 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 小規模多機能型居宅介護 リーベン鎌ヶ谷 印

説明者職名 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名 印

家 族 住 所
(後見人)

氏 名 印
(続柄)